

西宮市文化財審議会 会議録

見出しのことについて、西宮市文化財審議会運営要領第5条の規定により、下記のとおり文化財審議会委員長が会議録の調製を行った。

令和2年12月25日

西宮市文化財審議会

委員長 寺 沢 知 子

記

- 1 名称 令和2年度第2回西宮市文化財審議会（第24期第3回）
- 2 日時 令和2年12月25日（金） 午後1時30分から午後3時まで
- 3 場所 WEB会議
西宮市教育文化センター（郷土資料館） 講座室ほか
- 4 出席者 西宮市文化財審議会委員（出席者5名／定数6名）
委員長 寺沢知子
委員 藤井裕之
委員 志村 洋
委員 中江 研
委員 石井弘明

事務局

教育次長		坂田和隆
社会教育部長		上田 幹
社会教育部	文化財課長	俵谷和子
社会教育部	文化財課 係長	森下真企
社会教育部	文化財課 学芸員	笠井今日子
社会教育部	文化財課 学芸員	東原直明
社会教育部	文化財課 学芸員	中谷真悠香
社会教育部	文化財課 学芸員	藤原亮太

- 5 会議の傍聴者
なし
- 6 会議録
(別紙のとおり)
- 7 公開及び非公開の別
西宮市情報公開条例第6条(5)に基づき、会議録中の下線部は非公開とする。

(別紙)

会議録

委員長

令和2年度第2回西宮市文化財審議会（以下、審議会）を開会する。事務局より出席者と傍聴者について確認されたい。

事務局

出席の委員は5人で、審議会は成立する。傍聴者は0人である。

委員長

議事に入る。

(非公開)

委員長

続いて、議題（2）報告事項のア市指定重要文化財建造物の毀損と対応状況について報告されたい。

事務局

（配布資料に基づき、市指定重要文化財建造物の毀損と対応状況について報告した。）

委員長

以上の報告について、質問・意見などあるか。

委員

事務局からの報告にあったように、立て続けに指定建造物の毀損が発生している。

神呪寺仁王門については、すでに対応済みで、予算措置も行われている。崩落しなかった降棟についても、同様の危険性があるために取り外し、併せて復旧することになっており、適切な対応だと思う。

旧辰馬喜十郎住宅については、これから復旧工事業者との協議を行うようだが、毀損の原因を確認していただきたい。雨水の侵入であれば表面上の処理で済むが、阪神淡路大震災後に本格的な修理ができていない建物であるため、建物本体の傾き、あるいは地盤面等の浮動沈下などの歪が現れたのであれば、各所で同様の毀損が発生する可能性があり、大掛かりな修理を施さなければならなくなる。そのため、復旧に際しては原因の調査をしていただきたい。

公智神社神輿殿については、以前より審議している市指定天然記念物公智神社社叢と関連する。建物の裏にある社叢を構成する木々のものと思われる種が、根を生やすことによって生じた毀損である。屋根自体の復旧と同時に、社叢についても対応しなければ、今後も同様の状況が起こり得る。屋根そのものについては、仮に雨水がかからないような処置をしているかと思うが、内部に浸水している部分もあると考えられるため、場合によっ

てはカビ対策などが必要になる。屋根のみならず内部の状態についても十分に確認していただきたい。

委員長

神呪寺仁王門については、前回の審議会において緊急の対応を求めたことで、12月市議会で補正予算が可決された。審議会の要望に応じて、迅速に対処していただいた件である。旧辰馬喜十郎住宅の毀損の原因については、何を想定しているのか。原因が想定できていないのであれば、今後どのように調査していくのか。事務局より補足されたい。

事務局

現状、毀損箇所付近に接する、湯屋に繋がる渡り廊下の屋根に当たった雨が、崩落した壁の上部にある窓枠に掛かる状態になっている。震災後、窓枠部分に亀裂が入っていたようで、雨水が侵入し、柱を伝って下部に及び、壁面が崩落したのではないかと推測している。

委員長

旧辰馬喜十郎住宅は築何年の建物か。

事務局

明治21年上棟という記録がある。およそ130年経っている建物である。

委員長

震災以降、建物全体の状態を把握する調査をしたか。

事務局

震災後は、現状の確認作業を所有者・県・市を交えて随時行っている。外壁部分については傷みが激しかったため、部分的な修理を何度か実施してきた。特に平成30年度・令和元年度には、台風被害により激しく損傷した屋根及び壁の一部について、県と市の補助事業として緊急的な補修作業を行った。併せて昨年所有者において、雨水の侵入を防ぐための屋根瓦の葺き替え工事をしていただいた。しかし、建物全体に係る、特に内部を含めての補修は現在まで行われていない。経費の高騰が見込まれるためであり、県・市・所有者とも踏み出し難いのが現状である。

委員長

建物全体の歪についての調査はいかがか。

事務局

建物全体の歪については、目視においても危険だと認識できる部分がある。しかし、それに係る調査などは行えておらず、詳細な把握ができていないのが現状である。県・所有者と相談しながら建物を修理する方向へ持って行けないか、保存、活用の観点も含め協議を進めている状態である。

委員

旧辰馬喜十郎住宅は、配布資料の画像にあるように、柱の横まで土が詰まった土蔵造りのようなつくりになっているため、すぐに倒壊することはまずない。しかし、その造りによってなんとか保っているという面もあるため、今回のようにクラックを通じて水が入

ると、直接の場所以外で崩落が起こることもありうる。そのため、今回の復旧に際して、雨がどこに当たっているか、現状どこにクラックが入っているかを確認していただくと、今後もし何か起こった時に、状況を把握しやすくなるかと思われる。本格的な修理については、事務局からあったように、古く価値が高いということが、そのまま工事費の高騰に繋がるため、予算措置、調査を含め、入念に計画する必要がある。これは時間がかかる事かと思う。とりあえずは、どういった被害か、今後同様の被害が起きないようにどうしておくか、ということを確認していただければというのが発言の趣旨である。

委員長

今後もし丁寧な対応をお願いしたい。

公智神社神輿殿の毀損については、建造物の問題と、市指定天然記念物である公智神社社叢の問題があり、以前から審議していたところである。この件について、質問・意見などないか。

委員

屋根崩落前の神輿殿の写真では、問題の木は枯れていないように見える。裏のスダジイの種が落ちて生えたものと思われる、1メートル程の細くて小さい木である。この木が根元ごと落ちた。葉が付いていて、枝分かれしている木のため、風の抵抗が大きく、風に煽られて全体が落ちたと推測される。小さな木でも、雨が降り、風が吹くと、屋根にこれ程の影響を与えることが分かった。

委員長

屋根に限らず、全体として憂慮すべき点などあるか。

委員

コケやシダがこれだけ生えている状態は、建物にとって良くないと思う。ドングリの種は、湿気があり、土の中に埋まらないと発芽しない。コンクリートの上に落ちると、乾燥して枯れてしまう。神輿殿の屋根は、かなり腐葉土や落ち葉が溜まっているため、ドングリの種の発芽が可能だったと思われる。コケが生えたり、落ち葉が腐葉土になったりする状態が、かなり進んでいると推測する。

委員長

茅葺屋根そのものの課題に対し、事務局から説明はあるか。

事務局

公智神社御輿殿は、平成15年に一部修理を行っているが、それ以降は修理の期間があいている。以前は10年から15年周期、最長でも20年に一度は手が入られていた。しかし、現在は前回修理から長く間があいている上に、平成15年の修理は部分的なものであった。また、平成15年の修理に際しても、北側の部分が傷んでいたという記録が残っている。やはり、傷みやすい場所が傷んでしまっている。委員から指摘を受けた様に、屋根の機能を果たしている内に早目に対処していれば、少々種が落ちたとしても芽吹くことはなかったかと思う。公智神社としても、日頃からメンテナンスしたいという意味は

あるものの、高所で作業しにくい場所であることから、対応できないまま現在に及んでしまった。現状、定期的なライフサイクルで修理を実施していくことが、神輿殿の茅葺屋根にとって大事なことかと思う。今回の修理に当たっては、次の修理を見越しながら計画していく必要があるのではないかと考える。

委員長

今後のメンテナンスについても含め、意見などないか。

委員

屋根のメンテナンスについて、葺き替えは勿論、植物がはびこっていない状態に手入れできれば、傷みは少なくなり、被害も小さくなると思う。茅葺民家で北面が苔生すことは通常よくあるが、シダなどが繁茂する状況はあまり見かけない。普通屋根に乗らないような植物の葉、或いは種のようなものが乗っている。これらを早く取り除くことが重要。葺き替えは勿論だが、定期的にそういった物が乗っていないかなど点検が可能であれば、茅葺屋根の寿命も延びてくるかと思う。修理以後は、点検を計画的に行えるかどうか、所有者と協議していただきたい。

委員長

公智神社社叢についてなど、他に意見はないか。

委員

神輿殿の屋根について、落ち葉をきちんと落とすだけでも腐葉土ができなくなり、改善すると思う。神輿殿裏の危険木について、前回審議会の意向に沿って、伐採する方向で話が進んでいると聞いている。1月中に工事する予定で調整中とのこと。このことについて、事務局から補足などないか。

事務局

危険木については、庁内、所有者と調整した結果、天然記念物の剪定などの実績がある樹木医により、令和2年度中に伐採する方向で進んでいる。

委員長

他に意見などないか。危険木については、迅速に対応されたい。続いて、議題（2）報告事項のイ文化財保存活用地域計画について報告されたい。

事務局

（配布資料に基づき、文化財保存活用地域計画について報告した。）

委員長

このことについて、質問・意見などないか。特に未指定の文化財、文化財の類型外のものへの積極的な取り組みについて、民俗分野、歴史資料分野から意見がないか。

委員

未指定の文化財という点で、西宮の旧町方、町ということについて、今まであまり重視されてこなかった印象を持っている。江戸時代でいうと、西宮から江戸に向かって大勢の商人が渡り、江戸の間屋商人、或いは房総半島の漁業の発展に重要な役割を果たしたとい

う事実がある。このような点があまり重視されてこなかった。西宮にはいまだに江戸へ進出した商人の本家があり、色々な言い伝えを持っているお宅もあるようだ。もう少し視野を広げて検討することにも意味があると思う。

委員長

興味深いご指摘をいただいた。是非検討していただきたい。

委員

多方面にわたりよくまとめられていると思うが、計画の内容をすべて行うには、8年で
行う訳ではないだろうが、相当な覚悟がいるのではないかと思った。文化庁との協議の中
で、北部と南部について、ゾーニングについて、地域資源についてなど、地域の問題が出
てきていると思う。しかし、第4章と第5章の方針と措置、主な事業において、そういつ
た部分が多くあまり反映されていないような印象を受けた。食文化、生活文化、昔話などを取
り上げていくということだが、伝承されている方が西宮にまだいらっしゃるのかが心配。
これまでに蓄積があればまだよいと思うが。

委員長

貴重なご意見をいただいた。伝承者について、事務局より説明があるか。

事務局

伝承等についてだが、西宮市の文化財保護行政は郷土資料館と共に歩んできた歴史が
ある。郷土資料館の様々な取り組み、地蔵調査等を含む民俗調査を通して、市民からお話
を伺う機会を持ってきた経験がある。そのため、情報の蓄積という点においては、比較的
あろうかと思う。ただし、現在においてどうかという点では、再度確認せざるを得ない状
況にある。かなり古い時代に調査を行い、それ以来追跡していないこともあるため、今後
確認する作業が必要かと考えている。

委員長

未指定文化財の把握について、西宮市では早くから積極的に取り組んできている。市民
ボランティアを含め体制が整えられており、一つのアピールポイントになると思う。文化
庁が求めるユニークな計画という面で、期待できる場所である。計画の期間を8年に設
定しているが、途中に見直しをした方がやりやすいのではないか。タイムスケジュールか
らすると今回が審議会での意見聴取にあたるが、内容を詰めた段階で、改めて見せてい
ていただきたい。他に質問・意見などないか。

委員

文化財の管理について、「文化財パトロール事業の実施」という項目が措置内容と主な
事業として頻出しているが、具体的な内容を示していただきたい。災害防止の観点からい
えば、公智神社のように危険木の診断を行う、崩落しそうな屋根があれば予測するなど、
同じ文言の繰り返しではなく、具体的な措置の内容を明記したほうがよいと思う。

委員

文書等の歴史資料について、既に指定を受けているものに関しては活用の方針が示さ

れているが、市民や地元の研究者が今まで注目してこなかった文化財を新たに発見し、その意義を考えていくことも、一方で大事だと思う。その点において、例えば尼崎市の地域研究史料館の市民アーカイブズのような活動、市民や市外の研究者にも開かれた、西宮市にある資料を活用した研究の体制をサポートする観点を取り入れてもよいのではないか。

事務局

まだそこまで踏み込んだことはできていない。未指定の文化財について、これには未把握の文化財を含んでいる。西宮市では以前より、未指定もしくは未把握の文化財を積極的に把握するというラインがあり、現行の文化財保存活用計画においても未指定文化財の台帳整備を位置付けている。委員からの指摘は、このことを市民や専門家に参加していただきながら、更に広げ、研究を深めていくことかと思う。今後、施策としてこのような観点を導入できるかを含めて進めていきたいが、現時点でそういった文言を入れるということは決まっていない。

委員長

計画では、誰が、どのように担うかということが重要で、それをどこまで具体的に書けるかだと思う。委員の指摘にあったように、結果だけではなく、プロセスも重要であるため、新たな方法を加え具体化できればよいのではないか。続いて、議題（２）報告事項のウその他市内文化財（ア）今津灯台について報告されたい。

事務局

（配布資料に基づき、今津灯台について報告した。）

委員長

このことについて、質問・意見などないか。

（非公開）

委員長

続いて、議題（２）報告事項のウその他市内文化財（イ）公智神社社叢について報告されたい。

事務局

（配布資料に基づき、公智神社社叢について報告した。）

委員長

このことについて、質問・意見などないか。

委員

（なし）

委員長

本日の審議会を終了する。